

通信・放送の在り方に関する懇談会第2回会合議事要旨

- 1 日時 平成18年1月23日(月) 17:00~18:30
- 2 場所 総務省8階第1特別会議室
- 3 出席者 松原座長、菅谷構成員、林構成員、古川構成員、村上構成員
竹中大臣、菅副大臣、古屋政務官、平井総務審議官、竹田情報通信政策局長、
清水政策統括官、須田総合通信基盤局長

4 議事要旨

(1) 懇談会のアジェンダについて

座長から懇談会のアジェンダについて、「通信・放送融合時代の規制、行政の在り方」「NHKの在り方(公共性、事業範囲、ガバナンス、受信料)」「通信業界の在り方(融合時代の通信業界、融合時代のNTT)」「放送業界の在り方(融合時代の放送業界、公共放送と民間放送の二元体制)」の4項目の提示があり、合意。

(2) NHKの在り方について

○ 議論の進め方について

事務局から「我が国及び諸外国の公共放送」について説明。NHKに関し、「NHKの公共性」、「NHKの事業範囲」、「NHKのガバナンス」、「受信料制度」の4項目について議論することを確認。

(構成員の意見)

- ・NHKの組織は、1950年に制定された放送法に規定されているが、デジタル時代にふさわしい組織にすべき。
- ・受信料支払者の意見が間接的にしかNHKに伝わらない。受信者からのフィードバックの確保という視点が必要。
- ・NHK問題には、①受信料不払い、②ガバナンス、③公共放送性、④特殊法人の法人格という4つの階層があるのではないか。

○ NHKの公共性について

(構成員の意見)

- ・放送法の公共性の規定は、抽象的であり、具体的な規定を考えるべきではないか。
- ・放送の公共性が存在するとしても商業放送と公共放送とでは担う公共性に違いがある。米国ではローカリズムと子供教育を重視。
- ・放送の公共性を考える上で、公共的でないものとの対比が大事。
- ・政府がガバナンスに関わる以上は、何らかの公共性が必要。また、番組のクオリティに関する公共性は、定義よりも放送局の自主規制、あるいは、視聴者により淘汰されるものではないか。
- ・異なる経営目的を持った事業が類似のマーケットで競争するシステムは、優れている。
- ・公共放送の必要性については、共通認識。

○ NHKの事業範囲について

(構成員の意見)

- ・メディアが融合している中でNHKだけが放送分野の技術開発を担う時代は終了したのではないか。
 - ・放送技術研究所が放送技術、産業全体に貢献した役割は大きく、現在のインテグリティを保持すべき。
 - ・研究開発費については、個別の企業負担等を含め、ガラス張りにすべき。
 - ・世間で既に標準があるにもかかわらず自主開発にこだわるNHKの標準化に対する姿勢は改めるべきではないか。
 - ・機材の調達についてガラス張りにすべき。
 - ・ラジオ短波による国際放送は、本当に必要なのか。インターネットに切り替えることができるのではないか。本当に重要なのは日本発の情報発信ではないか。
 - ・チャンネル数が多いとソフトの調達等の面でも優位であると言えるのではないか。
 - ・チャンネル数ではなく余っているビットレートの活用という視点も重要。
 - ・仮に周波数帯域がオークションにかけられていたとすれば、電波の使用に高い値段が付くことから、経営体として適正なチャンネル保有を検討するのではないか。
 - ・8つの波は多いという印象がある。波の数が減れば受信料も安くなるのではないか。
 - ・過去の番組のインターネット利用を積極活用すべきだが、インターネット事業への出資規制(10億円)があり、難しい。10億円の制限を課すことは疑問。
 - ・NHKには、世界に誇る映像資産の蓄積がある。アーカイブを利用できないのは国民的損失であり、積極的に活用すべき。諸外国の著作権制度で教育目的の利用にフェアユースがとられている国が多いので参考にすべき。
- NHKの子会社等の売上高と利益をみると、本体で儲けず、子会社に儲けさせているという構図があるのではないか。調達は重要な問題。
- 競争という側面、公共財としての性格の議論、ナショナルミニマム確保の議論を整理すべき。
- 本日は、公共性、事業範囲の話が中心。次回、民放の問題、放送全体を議論する中で、必要に応じ再度NHKの問題についても議論する。
- 次回は、2月7日(火)開催。放送業界の在り方を議論。